

令和3年度 第10回 四国中央市農業委員会  
総会議事録

四国中央市農業委員会

## 令和3年度第10回農業委員会総会日程表

日 時 令和4年1月7日（金） 午後1時30分～  
場 所 JAうま総合経済センター 会議室  
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 博

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名  
日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第3 報告第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について  
日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
日程第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（貸借）の承認について  
日程第7 議案第4号 農地台帳登載願について  
日程第8 議案第5号 相続税の納税猶予に関する「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について  
日程第9 諮問第1号 法定外公共財産（道）の用途廃止について

### 出席委員（18名）

- |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 2 尾藤元一  | 3 高橋忠明  | 4 横尾昇   |
| 5 押条和司朗 | 7 鈴木修三  | 8 篠原京子  | 9 星川俊夫  |
| 10 高橋博  | 11 坂上宏  | 12 眞鍋晴豊 | 13 鈴木博美 |
| 14 高橋藤信 | 15 鈴木和治 | 16 鈴木秀幸 | 17 寺尾悟志 |
| 18 則友祝幸 | 19 石川武将 |         |         |

### 出席農地利用最適化推進委員（24名）

- |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
| 1 脇純樹  | 2 石川茂  | 3 薦田悦男 | 4 森川雅之 |
| 5 石川俊治 | 6 佐藤保之 | 7 宇高勉  | 8 鎌倉静夫 |

9 尾崎之隆	10 喜井仁志	11 村上紘一	12 三宅恒久
13 紀井正明	14 受川清男	15 河村一碩	16 合田篤夫
17 鈴木一郎	18 眞鍋聖二	19 川上雅司	20 渡辺昇
21 越智寧	22 村上佳清	23 近藤良啓	25 鈴木敏也

欠席委員（1名）

6 中泉敏則

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

24 高橋祥志

出席した職員

事務局長 篠原敬三	係長 船場敦司	
係長 武村美保	係長 三村真都華	主査 金子愛弓

第10回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和4年1月7日(13:30~)  
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、18名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第10回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

6番 中泉敏則 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

24番 高橋祥志 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

9番 星川 俊夫 委員

11番 坂上 宏 委員

を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

議長 報告を求めます。船場 係長

船場 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。

番号1の案件については、令和3年10月20日解約。

番号2の案件については、令和3年11月29日解約。

番号3の案件については、令和3年12月3日解約。

番号4の案件については、令和3年12月14日解約。

番号5の案件については、令和3年12月14日解約。

以上、5件の解約通知がありましたので報告します。

議長 以上で報告を終わります。

議長 日程第3、報告第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について」を議題といたします。

議長 報告を求めます。三村 係長

三村 それでは、報告第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について」報告いたします。

番号1の案件については、令和3年12月6日開催の第9回農業委員会総会において審議され、「異議がない旨の意見」を附して県へ進達した案件ですが、受人の自己都合により取り下げられたものです。

以上、報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。

議長 日程第4、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三村 係長

三 村 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による 許可申請について」説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1と2の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。

番号1と2については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号3の案件については、小作地開放です。所有権を買い取り、経営の安定を目指すものです。許可後は水稻、芋の作付けを予定しています。

番号4については、弟から兄への贈与による所有権移転です。許可後は花芝の栽培を予定しています。なお、申請地には「抵当権」が設定されていますが、受人も同意しており、所有権移転後に抵当権抹消することを確認しています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番、2番について質疑ありませんか。

委 員 特に異議ありません。

議 長 続きまして3番

委 員 特に異議ありません。

議 長 4番

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第5、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主査

金子 説明の前に一か所、訂正があります。議案書7ページをお開きください。番号6の案件について、中央部の権利関係が「所有権移転」となっておりますが、「使用貸借」の誤りです。訂正をお願いいたします。

それでは、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」説明いたします。

申請件数は14件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」とも満たしております。

番号1の案件について、受人は、現在賃貸住宅に居住していますが、自己住宅建築のため、受人の妻の両親が所有する申請地を借り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われま

す。

番号2の案件について、受人は、米販売業を営んでおり、米の収穫時に大量に買い入れし、現在は近隣の賃貸倉庫に保管していますが、効率が悪い

ため、隣接地に倉庫を建築するもので、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われま

す。

番号3の案件については、受人は不動産業を営む法人ですが、申請地周辺地域での貸駐車場の需要が高まっていることを考慮し、住環境の整った申請地を譲り受けての貸駐車場建設で、申請地は、第3種農地であり、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号4の案件については、受人は不動産業を営む法人ですが、現在同地域内で住宅建設の要望が多いことから、生活施設から近く、住環境の整った申請地を譲り受けての分譲宅地造成で、申請地は、第3種農地であり、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号5の案件については、受人は現在、申請地周辺地域での住宅物件の需要が高まっていることから、住環境が整った申請地を譲り受けての賃貸共同住宅建築で、申請地は、第3種農地であり、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号6の案件については、受人は建築業を営む法人で、建築資材を外注しておりましたが、職人不足により自社での製作が急務となり、作業場の確保が必要となったため、申請地を父から借り受けての作業場建設で、申請地は、将来的に市街化が見込まれる地域であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号7の案件について、受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、現在、同地域内で住宅建設の要望が多いことから、住環境が整い、交通アクセスも良好な申請地を譲り受けての建売住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われます。

番号8の案件について、受人は、現在実家で家族と同居しており、自己住宅建築のための土地を探していたところ、受人の妻の父が所有する申請地を借り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化



が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われ  
ます。番号9と10の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明  
します。受人は、日当たりが良く、太陽光発電事業に適している申請地  
を譲り受けての太陽光発電施設建設で、申請地は、小集団の農地であ  
り、転用することは、やむを得ないと思われ  
ます。

番号11の案件について、受人は、不織布の製造業を営んでいますが、  
従業員用駐車場が不足し、工場内の空きスペースに駐車していること  
から、大型車両の通行等に支障をきたしているため、申請地を借り  
受けての駐車場建設で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込  
まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われ  
ます。

番号12の案件について、受人は現在、賃貸共同住宅に居住して  
いますが、実家に近い申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、  
申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、  
転用することはやむを得ないと思われ  
ます。なお、父が所有する隣接地を借り受け、進入路として  
一体利用する予定です。

番号13の案件について、受人は不動産業を営んでおりますが、  
現在、同地域内で住宅建設の要望が多いことから、生活施設から  
近く、住環境の整った申請地を譲り受けての建売住宅建築で、  
申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、  
転用することはやむを得ないと思われ  
ます。

番号14の案件について、受人は、電器店を経営しており、店舗用  
地が手狭で倉庫が不足しているため、申請地を譲り受けての倉庫  
建築です。申請地は第3種農地であり、転用することはやむを得  
ないと思われ  
ます。なお、渡人が所有する隣接宅地も譲り受け、一体利用する  
予定です。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番と4番

委員 特に異議ありません。

議長 5番

委員 特に異議ありません。

議長 6番

委員 特に異議ありません。

議長 7番

委員 特に異議ありません。

議長 8番

委員 特に異議ありません。

議長 9番と10番

委員 特に異議ありません。

議長 11番

委員 特に異議ありません。

議長 12番

委員 特に異議ありません。

議長 13番

委員 特に異議ありません。

議長 14番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 採決に入る前に、今回、私の関連案件がありますので、議長を職務代理鈴木委員と交代いたします。

(議長交代)

職務代理 議長代理をさせていただきます、鈴木です。よろしく申し上げます。

まず、最初に番号6番について採決いたします。

高橋委員、関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、高橋委員の退席を求めます。

(高橋委員 退席)

職務代理 議案第2号、番号6番、「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

職務代理 挙手全員であります。

よって、番号6番は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

職務代理 高橋委員の入室を許可いたします。

(高橋委員 入室)

職務代理 高橋委員に報告します。高橋委員関連案件の番号6番、「農地法第5条第1項の規定による許可申請」については「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達することを報告いたします。

ここで、議長を交代いたします。

(議長交代)

議長 それでは、引き続き、採決を行います。

議長 議案第2号中、番号6番以外の案件について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第6、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画(貸借)の承認について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。武村 係長

武村 それでは、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画(貸借)の承認について」説明いたします。

番号1から10の案件については、5年間の使用貸借です。

番号11の案件については、3年間の使用貸借です。

番号12の案件については、1年間の使用貸借です。

番号13と14については関連案件のため、まとめて説明します。番号13については、申請地を農地中間管理機構へ5年間貸し付けを行い、番号14については、その申請地を農地中間管理機構から借り受けるというものです。

番号15と16及び番号17と18、番号19と20、番号21と22、番号23と24、番号25と26、番号27と28についても同様に、番号15から24は5年間の使用貸借で、番号25から28については10年間の使用貸借です。

番号29から33の案件については再設定ですので、説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、番号29番から33番については再設定であります。

議長 これより、質疑にはいります。  
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番から8番、質疑はありませんか。  
委員 特に異議ありません。

議長 9番と10番  
委員 特に異議ありません。

議長 11番  
委員 特に異議ありません。

議長 12番  
委員 特に異議ありません。

議長 13番と14番  
委員 特に異議ありません。

議長 15番と16番  
委員 特に異議ありません。

議長 17番と18番  
委員 特に異議ありません。

議長 19番と20番  
委員 特に異議ありません。

議長 21番と22番  
委員 特に異議ありません。

議長 23番と24番  
委員 特に異議ありません。

議長 25番と26番  
委員 特に異議ありません。

議長 27番と28番

委員 特に異議ありません。

議長 番号 29 番から 33 番までの再設定について質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第 3 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第 3 号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第 7、議案第 4 号、「農地台帳登載願について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。武村 係長

武村 それでは、議案第 4 号、「農地台帳登載願について」説明いたします。

番号 1 の案件については、農地台帳登載申請があり、12 月 7 日に現地調査を行いました。

番号 2 の案件については、12 月 10 日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいりません。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号 1 番

委員 12 月 7 日、現地確認をいたしました。畝を作り、一部に野菜が作付けされ、残りの部分には、今後、柑橘を栽培する予定で、しっかりとした管理がなされていると確認できました。

今後、営農を継続できると判断しましたので、農地台帳の登載について

問題ないと思います。

議長 番号2番

委員 11月30日、現地確認をいたしました。タラの芽を栽培しており、  
しっかりとした管理がなされていると確認できました。

今後、営農を継続できると判断しましたので、農地台帳の登載について  
問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、「農地台帳登載願について」、原案のとおり農地台帳に登載す  
ることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり  
登載することに決しました。

議長 日程第8、議案第5号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を  
行っている旨の証明願について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主査

金子 それでは、議案第7号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を  
行っている旨の証明願について」説明いたします。

農地の相続人が引き続き、相続税の納税猶予を受ける場合、租税特別措置  
法第70条の6第1項の規定により適用を受ける農地について、引き続き農  
業経営を行っていることを証明する書類の添付が必要です。証明につきま  
しては、農業委員会が行うこととなっており、最終的に引き続き農地の納  
税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。

番号1の案件については、12月9日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予を受ける適格性については問題ないと思います。

また12月9日、現地確認を申請者とおこないました。水稻及び里芋の作付けを行っており、しっかりと管理がされていることが確認できましたので問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」について、原案のとおり「引き続き農業経営を行っている旨の証明」をすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり

「引き続き農業経営を行っている旨の証明」をすることに決しました。

議長 日程第9、諮問第1号、「法定外公共財産(道)の用途廃止について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。武村 係長

武村 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産(道)の用途廃止について」説明いたします。

番号1の案件について、申請人は、当該道は公共の用に供されていない



ため、払い下げを受け、隣接地とともに宅地として一体利用する予定です。  
なお、当道は土地改良区の管理道ではないことを市・建設課において確認  
しており、同意書は添付されていません。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 特にありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、「法定外公共財産(道)の用途廃止について」は、「廃止して  
も支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申  
いたします。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了  
いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等  
がありましたらお願いします。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これもちまして、第10回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。  
ご協力、ありがとうございました。

局 長      ご起立願います。

局 長      「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間（14：10）

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高 橋 啓

---

委 員 星 川 俊 夫

---

委 員 坂 上 宏

---